

相模原市学校職員の給与に関する条例及び教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月23日

相模原市長 本村 賢太郎

相模原市条例第60号

相模原市学校職員の給与に関する条例及び教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

(相模原市学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 相模原市学校職員の給与に関する条例(平成28年相模原市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「は、」の次に「校務を分掌する」を加え、同条第2項中「8,000円」を「次の各号に掲げる校務の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額」に、「職務の級及び号給(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、職務の級)の別に応じて、」を「当該校務の種類に係る業務の困難性その他の事情を考慮して」に改め、「定める」の次に「ところにより算出した額の合計額とする」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 次のア又はイに掲げる業務に関する校務 それぞれア又はイに定める額
ア 所定の教育職員(イにおいて「所定教員」という。)が学級を担任する業務 月額3,000円
イ 所定教員以外の教育職員が所定教員と連携し、又は協働して学級を担任する業務 月額2,000円

(2) 前号に掲げるもの以外の校務 月額5,600円

別表第1備考を同表備考1とし、同表備考に次のように加える。

2 この表の適用を受ける教育職員でその職務の級が4級又は5級であるものの給料月額及び基準給料月額は、この表の額に4,000円を加算した額とする。

(教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

第2条 教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(平成28年相模原市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「教頭」の次に「並びに指導改善研修被認定者(教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第25条第1項の規定による認定を受けた者であつて、当該認定の日から同条第4項の認定の日までの間にあるものをいう。第5条第1項において同じ。)」を加え、「100分の4」を「100分の10」に改める。

第5条第1項中「者」の次に「及び指導改善研修被認定者」を加える。

附則に次の1項を加える。

(教職調整額の引上げに伴う経過措置)

3 次の表の左欄に掲げる期間における第3条第1項の規定の適用については、同項中「100分の10」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和8年1月1日から同年12月31日まで	100分の5
令和9年1月1日から同年12月31日まで	100分の6
令和10年1月1日から同年12月31日まで	100分の7
令和11年1月1日から同年12月31日まで	100分の8
令和12年1月1日から同年12月31日まで	100分の9

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。

(教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日前に教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第25条第1項の規定による認定を受けた者であつて同日の前日までに同条第4項の認定を受けていないものが当該認定を受けるまでの間における当該者に対する教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(以下この項において「教育職員給与条例」という。)の規定による教職調整額並びに相模原市学校職員の給与に関する条例の規定により相模原市一般職の給与に関する条例(昭和26年相模原市条例第11号)の適用を受ける職員の例によることとされる場合における時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給並びに当該者の教育職員給与条例の規定による時間外勤務(教育職員給与条例第5条第1項に規定する時間外勤務をいう。)等の取扱

いについては、第2条の規定による改正後の教育職員給与条例第3条第1項及び第3項並びに第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。